

幌延町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見募集について

幌延町では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定された「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（以下「北海道基本方針」という。）に則し、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、経営類型ごとの経営の指標や支援施策等を示した、「幌延町農業経営基盤強化促進基本構想」（以下、「基本構想」という。）を定めておりますが、北海道基本方針が見直され令和8年3月に公表されたことから、基本構想の見直しが必要となりました。

この見直しにあたっては、広く農業者の皆さんからご意見をいただき、基本構想に反映させることとしておりますので、ご意見をお寄せください。

1. 計画等の案の名称

幌延町農業経営基盤強化促進基本構想（案）

2. 基本構想（案）の概要

【法令根拠】 農業経営基盤強化促進法

【目 的 等】 農業経営の基盤強化を促進するため、農業生産、農業構造等を見直した今後の農業の基本的な方向とあわせ、本町において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営等についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保、これらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について、北海道基本方針に即したものと定める。

【設定期間】 おおむね5年ごとにその後の10年間を見通し策定（令和17年度目標）

（1）基本的な考え方

- ・これまで同様に酪農を基幹と位置付け農業経営基盤の強化を図る。
- ・畑作物の栽培への取組みも増えつつあることから、酪農、畜産との調和を図りながら農用地利用、農業生産の拡大が図られるよう推進する。
- ・効率的かつ安定的な経営体を育成するにあたって、農業経営改善計画の自主的な作成を指導する。
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保について農外からの就農希望者の受け入れ、酪農実習生の募集及び農業体験を通じて農業への興味関心を持った人材の確保を図る。
- ・持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

目 標 と す べ き 年 間 農 業 所 得	主たる従事者1人当たりおおむね520万円
目 標 と す べ き 目 標 年 間 労 働 時 間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等の就農5年後における所得水準及び労働時間は、（2）をおおむね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者の所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備考
幌延町農地面積の約 98%程度	

3. 計画等の案の公表場所

町ホームページへ掲載の他、役場産業建設課内、問寒別出張所で閲覧できます。

4. 意見を提出できる方

町内に在住する農業者

5. 提出期限

令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 17 日（月）まで

6. 提出先及び提出方法

①直接提出：幌延町役場産業建設課農業振興係

②郵送提出：〒098-3207

天塩郡幌延町宮園町 1 番地 1

幌延町役場産業建設課農業振興係 宛

③FAX 送付：(01632) 5-2971

④電子メール：noshin@town.horonobe.lg.jp

7. その他

意見書提出用紙は公表場所に備えておりますが、住所・氏名が明記されていれば、任意の様式でかまいません。

提出いただいたご意見については、「基本構想」の見直しに当たっての参考とさせていただきます。

なお、ご意見の概要と、それに対する町の考え方について、住所、氏名などの個人情報を除いて公表させていただきます。

※ 問い合わせ先 幌延町役場産業建設課農業振興係 TEL (01632) 5-1115 (内線 242)